

○桜井市乳幼児・小児等医療費助成条例

昭和48年10月20日

条例第27号

改正 昭和57年12月23日条例第32号  
昭和60年3月27日条例第2号  
平成6年9月29日条例第26号  
平成8年3月29日条例第6号  
平成8年12月26日条例第23号  
平成12年12月28日条例第34号  
平成14年9月27日条例第25号  
平成17年3月31日条例第7号  
平成19年3月29日条例第6号  
平成20年3月27日条例第8号  
平成20年3月27日条例第11号  
平成24年3月29日条例第13号  
平成25年12月26日条例第24号

(目的)

第1条 この条例は、乳幼児及び小児等（以下「乳幼児・小児等」という。）を養育している者に対し当該乳幼児・小児等に係る医療費の一部を助成し、もって乳幼児・小児等の健康の保持及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第1条の2 この条例において「乳幼児」とは、出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

2 この条例において「小児等」とは、乳幼児以外の者であって15歳に達

する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。

(助成要件)

第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者である乳幼児・小児等又は規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）による被扶養者である乳幼児・小児等を主として養育しているものとし、この場合における乳幼児・小児等は、桜井市内に住所を有するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者は、対象者としなない。

(助成の範囲)

第3条 医療費の助成は、乳幼児・小児等の疾病又は負傷について国民健康保険法、社会保険各法その他の法令の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費（小児等については入院に限る。）のうち、当該法令の規定によって対象者が負担した額から次に掲げる額を控除した額に相当する額（以下「助成金」という。）を支給して行うものとする。

- (1) 入院時の食事療養に係る標準負担額に相当する額
- (2) 法令の規定による払戻額その他これに相当するものが支給されている場合は、その額に相当する額
- (3) 市長が別に規則で定める額

(証明書の交付等)

第4条 市長は、乳幼児に係る医療費の助成を受けようとする対象者に対し規則で定めるところにより、医療費の助成の対象となる乳幼児であることを示す証明書を交付するものとする。

2 前項の対象者は、当該証明書を病院若しくは診療所又は薬局等において医療を受ける際に提示しなければならない。

(助成金の支給の制限)

第5条 助成金の支給原因である疾病又は負傷が第三者の行為によって生じた場合においては、対象者が当該第三者からその損害賠償を受けたときは、当該額の限度において、この条例による助成金の支給は行わない。

2 前項の場合において、助成金の支給を受けた対象者が第三者から損害賠償を受けたときは、対象者は、速やかに支給を受けた医療費の範囲内において市長が定める額を返還しなければならない。

(届出)

第6条 対象者は、住所を変更したとき、その他規則で定める事由が生じたときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第7条 この条例による助成金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成金の返還)

第8条 偽りその他不正の手段によってこの条例による助成金の支給を受けた者があるときは、市長は、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(受給資格登録等の停止)

第8条の2 市長は、別に定める医療費貸付制度の対象者として認定した対象者が、医療費貸付制度の利用について著しく不適切な行為をしたときは、当該対象者の受給資格登録及び助成金の支給を停止することができる。

(委任)

第9条 この条例の施行について、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和48年10月1日から適用する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、第2条第1項各号に該当し、この条例の施行の日から昭和48年10月30日までに医療費の助成を受ける手続をした者が、この条例の適用の日から当該手続をした日の前日までに医療機関等で医療を受けていた場合においては、当該医療を受けたとき、すでに対象者であることを示す証明書の交付を受け、当該医療機関等にこれを提示したものとみなし、当該者の請求により当該医療に係る助成金を支給するものとする。

附 則 (昭和57年12月23日条例第32号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和58年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の前に行われた医療に係るこの条例による改正前の桜井市乳児医療費助成条例の規定による医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (昭和60年3月27日条例第2号) 抄

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(第2条の規定の施行に伴う経過措置)

第3条 この条例による改正後の桜井市乳児医療費助成条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和59年10月1日（以下「適用日」と

いう。)以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日  
前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

- 2 この条例による改正前の桜井市乳児医療費助成条例の規定により適用  
日以後に行われた医療に係る医療費の助成を行つているときは、改正後  
の条例の規定により医療費の助成を行つたものとみなす。

附 則 (平成6年9月29日条例第26号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成6年10月1日から施行する。  
(第1条の規定の施行に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行の日前に行われた医療に係るこの条例による改正前の  
桜井市乳児医療費助成条例の規定による医療費の助成については、なお  
従前の例による。

附 則 (平成8年3月29日条例第6号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日前に行われた医療に係るこの条例による改正前の  
桜井市乳児医療費助成条例の規定による医療費の助成については、なお  
従前の例による。

附 則 (平成8年12月26日条例第23号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の桜井市乳幼児医療費助成条例の規定は、この  
条例の施行の日以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、

同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成12年12月28日条例第34号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成13年1月1日から施行する。

（第2条の規定に関する経過措置）

3 この条例による改正後の桜井市乳幼児医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成14年9月27日条例第25号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。

（第2条に関する経過措置）

3 この条例による改正後の桜井市乳幼児医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成17年3月31日条例第7号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成17年8月1日から施行する。

（第1条に関する経過措置）

2 この条例による改正後の桜井市乳幼児医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

よる。

附 則（平成19年 3 月29日 条例第 6 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年 8 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の桜井市乳幼児医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成20年 3 月27日 条例第 8 号）

この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年 3 月27日 条例第11号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年 8 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の桜井市乳幼児医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成24年 3 月29日 条例第13号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年 8 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の桜井市乳幼児・小児医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適

用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成25年12月26日条例第24号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の桜井市乳幼児・小児等医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。